

令和 8 年度大分県地球温暖化防止活動学生推進員伴走支援委託業務
仕様書

1 業務名

令和 8 年度大分県地球温暖化防止活動学生推進員伴走支援委託業務

2 目的

本県では、地球温暖化対策の普及啓発活動に取り組む地球温暖化防止活動推進員の高齢化が進んでいるという課題に対応するため、令和 4 年度から「大分県地球温暖化防止活動学生推進員（以下「学生推進員」という。）」制度を開始した。学生推進員は、地球温暖化防止に関する活動を行うほか、自らの日常生活における地球温暖化対策の実践を通じて資質の向上に努めるとともに、地球温暖化対策等に関する情報発信により、主に若年層への地球温暖化に関する理解を促進させる。本業務は、その学生推進員の活動を支援することを目的とする。

3 委託期間

契約締結の日から令和 9 年 3 月 31 日

4 業務内容

(1) 学生推進員の年間活動計画の立案

年度初めに学生推進員とともに、年間の活動計画を立案する。活動計画は、大分県地球温暖化防止活動学生推進員設置要綱に沿った活動とするとともに、学生の学業との両立を見据えた適正な活動量とすること。さらに、参加する学生のモチベーションの向上（地球温暖化に関する知識の習得、企画・実践活動を通じた自身の成長、県内企業等との新たな接点づくり、地域の課題解決を思考・試行する経験値の獲得、大学生同士の交流機会やつながりづくり）に配慮すること。

なお、活動計画には少なくとも以下の 4 項目を入れること。

① 学生推進員の任命事務

学生推進員の任命に係る作業を行う。なお、任命権者は大分県環境政策課長とする。

② 学生推進員の合宿の企画運営

合宿においては、学生同士が交流を深めることができるように留意すること。また、合宿では地球温暖化対策に関する研修を実施（研修会場の確保、研修プログラムの作成、講師の調整など）すること。

③ イベントへの出展参画支援

県主催のグリーンアップおおいたデイ（11～12 月頃に 1 回）や市町村が実施するイベントにおいて、学生推進員の出展参画を促し、若者の視点から県民への情報提供や意識啓発を促進する。

④ 環境活動に取り組む企業への訪問支援

県内外の環境活動に取り組む企業への訪問・取材を行う。なお、訪問先の決定に際しては学生推進員及び県と協議すること。

(2) 活動内容等の情報発信

上記(1)の活動内容について、定期的な情報発信を学生推進員に行わせること。なお、Instagramについては、学生推進員活動用のアカウントがあるため引き継いで利用し、フォロワー数を拡大させること。

また、本県の「環境先進県おおいた」を目指す県民運動である『グリーンアップおおいた』に関する情報発信も併せて実施し、その認知度向上に努めること。

(3) 学生推進員のミーティングへの参加及び助言

上記(1)～(2)の業務を行うにあたり、各種イベントへの出展の準備、企業訪問に向けた準備、研修の連絡事項伝達など学生推進員と定期的なミーティングを開催すること。

(4) 学生推進員の募集

学生推進員制度の趣旨を踏まえ、地球温暖化対策に関心を有し、主体的に企画・実践に取り組む意欲のある学生の確保に向け、効果的な募集活動を実施すること。

(5) その他の活動支援

受託者の提案若しくは学生推進員又は県からの要望により、上記(1)①～④以外に実施することが効果的な活動がある場合は、年間活動計画に盛り込み実施すること。

(6) 事業のとりまとめ

年間の事業成果については、学生推進員に活動報告の提出を求め、取りまとめた事業報告書を作成する。また、本報告書には年間の事業成果と課題を踏まえた次年度の活動方針(案)なども盛り込むこと。

5 成果物及び提出物

以下の(1)、(2)を契約履行期限までに提出すること。

(1) 学生推進員とのミーティングの議事録

(2) 事業報告書

6 業務実施に関する協議・報告等

(1) 企画提案等の内容をもとに、受託者と委託者で協議・調整を行った後、双方合意のうえ、業務委託契約を締結するものとする。

(2) 受託者は、本業務の委託契約締結後、速やかに契約期間中のスケジュールを作成し、提出すること。

7 個人情報の取得・保護・管理等

- (1) 受託者は本業務で知りえた情報については、秘密を保持するとともに、契約目的以外に使用してはならない。
- (2) 受託者は個人情報の保護については十分に注意し、流出・損失を生じさせないこと。
- (3) 受託者は成果物（業務の履行過程において得られた記録等を含む。）を第三者に閲覧させ、複写させ、又は譲渡させてはならない。ただし、委託者の承諾を得た場合はこの限りではない。

8 その他業務実施上の条件

- (1) 受託者は、関係法令を遵守すること。本件に使用する映像、イラスト、写真、その他資料等について、第三者が権利を有するものを使用する場合、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続や使用権料等の負担と責任は、全て受託者が負うこと。
- (2) 本業務における成果物その他これに類するものについて、著作権、その他一切の権利は県に帰属することとする。
- (3) 本業務の遂行にあたり、疑義が生じた場合は、県と十分協議することし、本仕様書にない事項であっても、本委託目的を達成するために必要なものがあれば、県に対し、積極的に提言すること。
- (4) 本委託契約に要する経費は、基本的に受託者が負担する。

以上